平成２２年（フ）第１９８７５号
神奈川県藤沢市藤沢1062
破産者　関田　一郎
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５１号
東京都福生市武蔵野台１丁目13―１―302
破産者　井川こずえ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８７号
埼玉県川越市脇田本町２番地２
破産者　株式会社埼玉ライスリー
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８８号
茨城県土浦市中村南４丁目12番地５
破産者　株式会社茨城ライスリー
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８９号
東京都中央区築地３丁目７番10号
破産者　株式会社メガ・メディア
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１６８号
東京都足立区島根３丁目６―12
破産者　稲垣　惠好
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１７０号
東京都足立区島根３丁目６―12
破産者　稲垣　聡
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８号
東京都江戸川区西葛西３丁目９―９―1309
破産者　上野　元
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５１号
東京都西東京市田無町４丁目20番12号
破産者　株式会社Ｃｏｄｅ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５２号
東京都練馬区下石神井６丁目７―３　橋本テラスハウス西号室
破産者　天野　正博（旧姓亀谷）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２号
東京都江東区北砂１丁目４―29
破産者　田中　明
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２号
神奈川県小田原市久野676―１―10
破産者　山崎　義則
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６０号
東京都練馬区高野台１丁目６番12号
破産者　田村　宏行
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３９０号
東京都品川区中延１―１―14　Ｔハウス204、住民票上の住所東京都品川区西大井４丁目15―７―202
破産者　鶴谷　健治
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７６１号
神奈川県川崎市幸区戸手３丁目３番９号
破産者　有限会社Ｓｃｈａｆｆｅｎ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７６２号
神奈川県川崎市川崎区東田町９番地６ジブラルタ川崎ビル５Ｆ
破産者　株式会社ビジネス・サポート・ポータル
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４３１号
東京都中野区丸山２丁目22―６―303
破産者　白神健一郎
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４６４号
東京都板橋区大和町10―３―Ⅱ―101
破産者　赤間　康弘
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６７９号
静岡県御殿場市川島田717
破産者　高瀬　久雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６８０号
静岡県御殿場市川島田717
破産者　高瀬　則子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６８１号
静岡県御殿場市川島田717
破産者　大島　保雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６８２号
静岡県御殿場市川島田717
破産者　大島　和江
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部